

# 基調講演



## 新時代の日米同盟と地政学

坂元 一哉

### はじめに

大阪大学の坂元です。本日はお招きいただき、ありがとうございます。

日米同盟は日米安保条約にいう「極東」、そこにおける「国際の平和および安全の維持」のために、日米両国が行っている相互協力のことです。日米安保条約と、この条約に関連するさまざまな取り決め、あるいは公式、非公式の了解事項などに基づいて、その相互協力は行われています。

この協力はわが国の外交・安全保障政策の基盤ですが、その日米同盟がいま新しい時代を迎えています。

昨年4月、安倍晋三首相とバラク・オバマ大統領は、ワシントンで日米首脳会談を行いました。新しいガイドラインが発表された翌日の会談ですけれど、この会談後の共同記者会見において安倍首相は、日米両国が、その同盟の歴史に「新たな一ページ」を開いたと述べています。

たしかにそうだろうと思いますし、私は、その「新たな一ページ」は、本でいえば新しい一章を開く「新たな一ページ」だと評価しています。

といいますのも、日米同盟の歴史は「互いのために互いに協力する」という意味での相互性の発展の歴史であり、新ガイドラインは、日本の新しい安保法制とあいまって、その相互性を画期的に発展させ、同盟を新段階に引き上げると考えるからです。

その画期的な発展を象徴するのが、オバマ大統領が記者会見で、わざわざそこだけ日本語で述べた「オタガイノタメニ」という言葉です。大統領は、日米は「一緒に」そして「互いのために」ある。それが日米同盟の本質だと言葉を続けています。

今日の私の話はまず、この日米共同記者会見における大統領と首相の発言を念頭において、日米同盟の歴史が相互性の発展という意味で新しい段階に入ったことを確認します。それから、同盟の相互協力に関連して、さんざん議論されてきました集団的自衛権行使の問題。政府の新しい憲法解釈と新安保法制で、一応決着がつかいましたが、その問題をあらためて振り返り、いったい何がポイントだったのか、私なりの所見を述べます。そのうえで、新時代における日米同盟、そのあり方について、一枚の地図を見ながら検討するというものです。

お手元には、レジュメとその地図をお配りしています。一時間ほど、お時間をいただきましたと思います。

## (1) 日米同盟における相互性の発展——with と for

オバマ大統領の「オタガイノタメニ」という日本語。大統領自身が“with and for each other”と英語でいいかえています。この英語を使って考えますが、日米の安全保障関係の歴史には、日米両国が「オタガイノタメニ」協力しあう安全保障、すなわち“security with and for each other”とでもいえる時代の前に、互いに「対立」する時代があったことを忘れるわけにはいきません。“security against each other”「互いに対する安全保障」の時代がありました。

日米の安全保障上の対立がいつから始まったかにはいろいろ見方があるでしょう。ただ戦前、少なくとも第一次世界大戦後には、日米双方の間で“security against each other”が強く意識されていたのは間違いありません。そして結局は、この意識が日米戦争につながります。

戦争になるまで日米の平和はどのように保たれていたかといえば、1921年から22年にかけて開かれたワシントン会議。この会議が生み出した日米協調によって守られていたわけです。

すなわち日米両国が、海軍軍縮五か国条約および太平洋に関する四か国条約によって、太平洋の勢力圏を事実上、二つに分け、現状維持を約束する。中国の領土保全、門戸開放を定める九か国条約を結び、対中国政策における国際協調を約束する。それが前提の日米協調です。

残念ながらこの協調関係は、中国国内で高まる反帝国主義のナショナリズム、これはたぶん、ソ連と共産主義の影響も受けていましたけれど、中国ナショナリズムへの対応をめぐって壊れてしまいます。

満州事変、日中戦争と、日本は中国における権益の擁護をめぐり中国と軍事的に対立。米国は中国を政治的、経済的に支援しますので、日米は対立する。そしてこの対立は、欧州大戦とからみあって深まり続けます。日独伊三国同盟を結んだ日本が、ドイツの快進撃に刺激されて南部仏印に進駐し、東南アジア進出の野望を露わにしますと、米国は、これに対抗し、日本資産の凍結、石油禁輸という厳しい手段で応じます。そこから日米開戦の砂時計の砂が落ち始めたわけです。

戦争は日本の大敗に終わりました。太平洋は日米両国に二分されるのではなく、米国の単独支配、あるいは単独覇権、いわば米国の湖になりました。

それで、“security against each other”がどうなったかということ、日本の方は、“security against the United States”、つまり「米国に対する安全保障」というのは、理論としてはありえても、実際には意味がない。まあ意味がないといいますか、ありていにいえば、日

本人は、それはもうやめよう、大敗北の経験はもちろんです、原子爆弾の出現もあって、少なくとも戦前のようなかたちの「米国に対する安全保障」はやめよう、ということになったわけです。

世界には、いまでもそれをやめていない国があります。ただ世界の多くの国は実際上それはやめているわけで、たとえばイギリスなんかは、19世紀の末には事実上やめていて、基本的には日本同様、平和を愛する米国民の「公正と信義」をある程度は信頼して、米国との友好を守りながら、国家の安全を守る。そういうことにしているようです。第一次世界大戦後に日英同盟をやめたのも、結局はそれが理由と思われる。

もちろん「米国に対する安全保障」を考えないというのは、「米国に反する政策」“policy against the United States”は許されないとか、「米国に反する意見」“opinion against the United States”はよくない、とかそういう話ではありません。それは別の話です。ただともかく、「米国に対する安全保障」というのがもしあるとすれば、それは日米不戦、日米友好、あるいは日米連携、日米同盟で確保するしかない、となりました。

では米国はどうか。日米戦争の勝利で太平洋の覇権を得た後は、その維持が安全保障上の課題になります。日本の復讐戦を警戒し、徹底的な武装解除、憲法改正で「戦力不保持」をうたわせるまでして、武装解除を徹底する。軍国主義解体のための民主化、パーズや検閲、あるいは財閥解体、農地解放など、さまざまに日本の制度をいじって、日本人の心理に働きかける。そのうえで、占領終了後も沖縄を保持して日本軍国主義の万一の再興を防ぐべく監視する“security against Japan”の策を考えただけです。

しかし戦前から続くこの“security against Japan”という考えは、一方で日本の非軍事化と米国が考える民主化が順調に進み、他方で米ソ冷戦が、つまり連合国の分裂がはじまるとともに弱くなっていきます。そして戦後5年がたった1950年、朝鮮戦争の勃発によって、これが決定的に変化し、“against”ではなく“for”。“security for Japan”「日本のための安全保障」が大事だということになります。

米国冷戦政策の設計者、G・F・ケナンは、冷戦に勝つためには、世界でみるべき軍事生産能力を持つ5つの地域のうちの一つである日本を自陣営に引きつけておくこと、つまりソ連陣営にとられないことが重要だと説きました。そこで自ら日本に出かけてそのための占領政策転換をはかります。

米国の軍部は、日本の工業力やマンパワーとともに、日本の地理的位置を重視しました。すなわち戦後の太平洋の安全保障について、米国西海岸ではなく、アリューシャン列島から日本、沖縄、フィリピン、東南アジアの島々に引く線を米国の防衛線と考えるようになり、その線の中核としての日本に米軍基地を置く、そして日本を敵対陣営から守る必要がある、と考えるようになったのです。

日本とはいえば、戦後はじめのうちは、自国の安全保障を国連の安全保障に頼って中立国になることを考えていました。ですが冷戦が始まって国連が期待されたようには動かないことが明白になると、ともかく当面は、米軍駐留によって安全を守るしかない、との考えが有力になります。日本は基地の貸与が「日本のための安全保障」だけではなく、「米国のための安全保障」になる。そう理解したうえで米国に基地貸与を申し出ます。

日米両政府が、平和条約締結と同日に別個に結んだ安保条約、旧安保条約は、まさにそうした日米両国の思惑に基づく、“security for each other”「互いのための」安全保障条約でした。

ただ、この昔の安保条約はあくまで講和後の暫定的な条約です。「互いのため」といっても、それは事実上のことであって、形式上はあくまで「日本のための」安全保障条約としてつくられていました。はっきり前文に書いてあります。日本は講和独立にあたって自衛のための軍事力を持たないから、アメリカが軍隊をおいて守ってあげます、そういう趣旨の一方的なことが書いてありました。

それから大事なことですが、日本としては、日本は基地を貸し、米国はそこに軍隊を置く。たしかに軍隊は日本の安全のためになるが、同時に米国の安全のためにもなる。変則的だけれど「互いのために」なり、かつ「互いに協力」する相互的な条約だ。基地と軍隊、いわば「物と人との協力」で相互性はある、としたかったのですが、アメリカはそれを認めませんでした。

おまけに条約の文言は、日本が米国に基地を貸す義務は明らかですけど、米国には日本を守る義務があるとは読めない文言になっていました。だから日本国内では、安保条約は、日本だけが義務を負う片務的な条約、単なる駐軍協定だという不満が高まります。

実際に「互いのため」になる“for each other”の条約なのだが、そうは書いてない。「互いに」協力する“with each other”のはずなのに、米軍の日本防衛は確実でない。

こういう条約は、主権国家同士の安全保障協力にふさわしくない。すぐに改定が必要だ。自衛隊が創設され、経済復興が進み、ソ連と国交回復し、国連にも加盟した日本で、そういう声が高まっていったのは当然でした。米国政府の方もそういう声を見れば、やがて日本は軍事的中立の道を求めるようになる。ただでさえ人工衛星スプートニクの打ち上げ成功によってソ連、社会主義陣営の勢いが増しそうな時代に、そんなことになっては困る。そう心配して条約改定に応じます。

1960年の安保改定で、日米両国の安全保障関係は「互いのため」に「互いに協力」する安全保障の形式を得ることになりました。“security with and for each other”の基本のカタチができたわけです。

以後、国際的な安全保障環境と日米関係の変化に応じたさまざまな政策や取り決めによ

り、そのかたちに実質がともなって発展し、56年後のいまの日米同盟があるわけです。

安保改定について確認しておきますが、新条約の前文には、日米両国が「極東における国際の平和および安全の維持」に共通の関心があるからこの条約を結ぶとうたっておりま  
す。また第5条では、その極東の一国である日本が武力攻撃を受ければ、それは日本ばかりでなく、米国の「平和及び安全を危うくする」と認めています。つまり安保条約は「互いのため」の“for each other”の安全保障条約であることを明らかにしています。

「互いに協力する」「with each other」という点ではどうでしょうか。これは第6条で日本が米国に、「極東」と日本の平和と安全のために使える基地を貸す。この基地は米国にとって極東戦略はもちろん、世界戦略にも欠かせない基地ですが、それを日本が貸して米国に協力する。これに対して米国は第5条で、日本が武力攻撃を受ければ日本の防衛に協力する。それを双方の義務として明記しています。

この第5条の面白いところは、「日本の施政の下にある領域」において、日米いずれか一方が攻撃されれば共同対処する、としているところです。つまり日本が攻撃されたら米国が日本の防衛に協力する。しかし日本における米国、要するに在日米軍が攻撃を受けたら、日本は日本国内で米軍の防衛に協力する、米軍を助ける、としているところです。

安保条約の「互いに協力する」という意味での相互協力は、その基本的な部分が「物と人との協力」になっています。日本が基地を貸し、米国が軍隊を出す協力です。この協力は相互的で、双方の利益になるのは間違いないのですが、提供するものが基地と軍隊、物と人というように非対称的なだけに、双方に不満が生じやすい。

物を出す方は、つまり基地を貸す方は、その不便と危険が相手側に理解されないと不満を持つ。これに対して人を出す方は、つまり軍隊を提供する方はそのリスクを負わないように見える、基地を貸すから後はよろしく、といているように見える相手を尊敬できない、ということになりがちだからです。

だからたとえ「互いのため」であっても、「互いに協力する」感覚、“with each other”の感覚、一緒にやっているという感覚の発展が妨げられる。そうなると同盟の精神が育たず絆も深まらない。同盟協力の基本はやはり「人と人との協力」であって、日米同盟でいえば、自衛隊と米軍の協力がなくてはならないのです。

安保条約の第5条は、その協力関係を導入しています。ただそれは、集団的自衛権は行使できないという政府の憲法解釈のために、その地理的範囲がきわめて限定的で日本国内に限られていましたうえに、安保改定当初は、その限定的な範囲内での協力も形式的なものにとどまっていた。ありていにいえば、安保改定における「人と人との協力」の導入は、米国が新条約を NATO 条約など他の相互条約の形式に似せてつくる必要から生まれた面が強く、あまり実質がともなっていなかったのです。日米両国が協力の具体的なあり方を表

立って協議するようになるのは、だいぶ後年になってからになります。

ここで安保改定後、新しいガイドラインと新しい安保法制の導入前、すなわち昨年までの、“with and for each other”の発展、そのポイントをざっとあげてみましょう。

まずあげるべきは、1972年に実現しました沖縄施政権の返還です。それ以前の日米の安全保障協力は「物と人との協力」とはいいまして、日本が本土で提供する米軍基地の面積、それ以上の面積を持つ沖縄の基地が米国の施政権下にあり、安保条約の適用を受けないというものでした。それでは、「物と人との協力」で「互いに協力」といっても、その協力は対等な主権国家間の協力とはいいがたいわけです。

それに沖縄の基地は、最初は「日本に対する安全保障」のためにありました。米国は、日本が万一中立化し、日本本土の基地が使えないことになれば、せめて沖縄の基地だけでも確保したいと考えて、沖縄を米国の施政権下においたわけです。その施政権が返還されることなしに、「互いのために互いに協力する」という相互協力が、まっとうなものになるはずはありません。

逆にいえば、安保改定がなされ、沖縄返還がなされてはじめて、安保条約は対等な主権国家同士の同盟条約の形式を持った、といえます。沖縄返還は日米同盟の歴史にとって、第二の安保改定ともいうべき重要な意義を持つ出来事なのです。

この沖縄返還の背景には、ベトナム戦争が泥沼化するなかで、いかにして同盟を強化するか、とくに新しい安保条約の期限が問題になる1970年を日米がどう乗り切るか、という問題があったことを指摘しておきます。「物と人との協力」について続けますと、日米両国は国際環境の変化に応じ、とくに冷戦後ですが、米軍基地の合理化、整理縮小に努めています。普天間移設問題のように、なかなか難しい問題があるのも事実ですけど、再編の努力は続けられています。

もう一つ「物と人との協力」に関していえば、日本政府は1970年代から、地代などとは別に、米軍駐留経費の一部を負担するようになり、ホストネーションサポートを強めています。そのため米軍駐留経費のうち、米軍人の給与を除けば、七割ぐらいを日本が負担している計算になります。米軍人の給与を含めれば、半々といったところでしょうか。

「人と人との協力」の充実の方はどうか。この点で大事なのはまず、1978年のガイドライン、「日米防衛協力のための指針」です。このガイドラインは、日本有事における米軍と自衛隊の役割分担の基本的なありようを、公式に決めました。それまでの協力は非公式なチャネルに頼るところが多かったようですが、これ以後、日本防衛のための米軍と自衛隊の協力は、訓練の充実など、本格的なものになります。

この最初のガイドラインの背景には、デタントの到来とその不調、日本の経済大国化があります。このガイドラインで日米両国は、1979年に起きたソ連のアフガン侵攻、その後、

1980年代の第二次冷戦下における同盟協力に、かなりの成果をあげました。たとえばソ連極東艦隊の封じ込めということで、日本が西側陣営の冷戦勝利に果たした役割は小さなものではありません。

冷戦時代は米ソ全面戦争を前提にしていました。それで、日本と日本の基地の防衛の、日米双方にとっての重要性は明白でした。しかし冷戦が終わると、日米が備えるべきものは全面戦争ではなく、地域紛争やテロということになります。

この点、中国の台頭や北朝鮮の核開発、ミサイル開発の問題を受けて、1997年に、1978年のガイドラインの改定が行われます。この冷戦後のガイドラインは「人と人との協力」を日本の外にも広げています。日本の領域の外であっても、日本の周辺地域で起こった事態で、そのまま放置しておけば日本の安全に重要な影響を与える事態。そういう周辺事態において日本は、日本周辺の公海でも、米軍に「後方地域支援」を行えるようになりました。日本有事ではなく、極東有事における「人と人との協力」について定めたわけです。ただ、その場合の自衛隊の協力に、武力行使は含まれていません。

このガイドライン改定の5年後に起こった9・11同時多発テロ事件。旧安保条約が締結されてから半世紀後に、日米同盟はそれまでまったく想定していなかった事態による挑戦を受けたわけです。しかし日本は、その10年前、1991年に勃発した湾岸戦争の時の苦い経験もあって、迅速に動きます。極東をはるかに越えたインド洋で、自衛艦が米海軍艦船に補給を行い米軍の対テロ戦争を助けることになりました。

冷戦が終わってすでに四半世紀になりますが、冷戦後の日米同盟は「互いのために」ということに関しては、橋本首相とクリントン大統領が1996年の日米安全保障共同宣言で、台頭する中国をにらみつつ、極東より地理的範囲の広い、「アジア太平洋地域」という言葉を使い、また9・11テロへの対応で結束を固めた小泉首相、ブッシュ大統領が日米同盟を「世界の中の日米同盟」と呼ぶなど、日米同盟がたしかに「互いのために」の相互協力になることを明確にしています。

9・11テロの10年後、尖閣問題などで中国の軍事的台頭がますます懸念されるようになるなか、在日米軍が東日本大震災において行った「トモダチ作戦」も、間接的ですが、そのことに貢献しました。

## (2) 新ガイドライン・新安保法制と集団的自衛権——海外（他国の領土、領海、領空）での武力行使はしない

そういうわけですから、すでに新しいガイドラインと新しい安保法制が導入される前から、「互いのために互いに協力する」“security with and for each other”のかたちは、かなりの

ものになっていたわけです。それがなぜこの二つによって、よりしっかりしたものになり、同盟が新時代に入ったといえるのでしょうか。

それは何といても、日本政府が日米同盟の国際法上の基盤である集団的自衛権と憲法の関係について考え方をあらためた。限定的ではあるけれど、その行使を可能にした。行使容認を前提に日米が「互いに協力する」、そのメニューを格段に充実させることができるようになった。それが大きいわけです。

一昨年までの集団的自衛権の行使に関する政府の憲法解釈。すなわち、日本は憲法上、いかなる場合であれ、集団的自衛権を行使できないという憲法解釈。私は正直にいいまして、政府がそういう憲法解釈を長く続けたことを残念に思っています。

政府は、憲法は自衛のための必要最小限の実力行使を禁じていない、だから自衛隊は合憲だ。また日本は主権国家だから集団的自衛権を当然保有する。そうしっかりいっておきながら、ただ個別的自衛権の行使はできるが、集団的自衛権の行使はまったくできない、とわかりにくいことをいってきたわけです。いったいどうしたらそういう話になるのでしょうか。

憲法のどこを読んでも、その根拠は見当たりません。そのため、いや憲法が許すのは「自衛」のための実力行使だけれど、集団的自衛権は「他衛」のための、つまり他国を守るための実力行使だからできないとか、あるいは、自衛のための「必要最小限」の武力行使は、そもそも自分が攻撃された場合の反撃に限られる。他国が攻撃されることで自分が危なくなっても、その他国を守ることになる実力行使は、たとえそれが同盟国であっても絶対に許されないんだとか、国際法を誤解し、安全保障の常識を無視した、どう考えても根拠薄弱なことをいい続けたのです。

たぶんはじめに集団的自衛権は全部だめだ、とってしまったので、後で変えにくくなったということなのでしょうが、問題は、いったいなぜ政府が最初にそういう解釈をとったのかということです。私は政府が馬鹿だったから、というわけではないと思います。そのことを考えるには、政府が最初に集団的自衛権の行使はできない、といった1954年のことを思いささなければなりません。もちろん自衛隊の創設に関連します。

憲法上、日本は戦力を持たないことになっているけれども、自衛権はあるので自衛のための実力を持つ。自衛隊を創設する。そう決めた、となれば当然のことながら政府は、この実力組織は、戦前のような軍隊ではない。そのことを、国民に対して明確にする必要に迫られます。

自衛といいながら、中国東北部、満州に得た権益の維持のために戦争、武力行使に訴えた、しかも出先の軍が勝手に訴えた、満州事変のようなことが二度と起こらないことを明らかにする。それはもちろんです。

ただ、それにも関連しますが、もう一步踏み込んで、安全保障の基本の考え方から、戦前の失敗を繰り返さないことを明確にする必要があったのだろう、と私は推測します。

何かといえば、国家の安全は国土の防衛だけではなく、国土の防衛に密接な関係にある場所の防衛も必要だという考え方。明治の元勲、山縣有朋が、ここ樺山荘が昔、山縣の邸宅だったから持ち出すわけではありませんが、山縣が日清戦争の前に有名な意見書のなかで述べた、「主権線」、「利益線」、両方の線を自分で守らなければ自衛にならない、という考え方のことです。

山縣のいう利益線、日本にとっては、ユーラシア大陸から日本列島に向けて突き出された短刀のように見える朝鮮半島のことです。山縣は、日本の領域である主権線だけでなく、朝鮮半島の安全がなければ、日本の安全はない。朝鮮半島を日本に敵対する大国に押さえられれば、日本の安全は危うくなる。日本の自衛は朝鮮半島の安全にかかっている。むしろこれは、日本が必ず朝鮮を保護したり併合したりしなければならないということではなく、それが永世中立国になるというのでもいい。だがともかく、大きな敵対勢力が朝鮮半島を押さえれば日本の自衛は難しくなる。そう考えたのです。

この考え方を徹底すれば、利益線を守るという意味での自衛のために、海外派兵も必要になりうる。日清戦争や日露戦争のように朝鮮半島の支配をめぐって海外でも武力行使をしなければならなくなるかもしれない。

しかし、そういうこともありうる、という前提ですと、自衛隊の創設に国民の理解が得られるはずはありません。国民は、朝鮮半島だろうがどこだろうが、海外派兵はもうこりごり、二度とごめんと思っているわけです。ですから国際紛争解決のためはもちろん、自衛のためであっても、それはやらないし、できない。そのことを国民に明確にしなければ、とても自衛隊創設はおぼつかなかっただしょう。

1954年といえば、朝鮮戦争が休戦になった翌年です。もし朝鮮戦争が再発すればどうなるか、新しい日本軍も、いや自衛隊も、米国が主導する国連軍の一員としてかり出されるのではないか、そういう懸念が小さくない時代でした。

参議院は、その懸念に配慮して、自衛隊を創るけれど、海外出動はしないとする全会一致の決議を出しました。政府もそれはできないとの考えを明確にします。

ただ戦前、利益線として日本の安全に深く関係すると考えられた朝鮮半島が戦後、日本が平和国家になったら都合よく関係がなくなるかといえば、そうではありません。現に朝鮮戦争勃発で日本の安全は脅かされたわけです。これはたいへんだ、ということで警察予備隊がGHQの指令でつくられる。この警察予備隊は、主権線の安全については、内乱やゲリラ活動への対応などで、ある程度は役に立ちます。しかし利益線の安全には役立たない。さてどうするか。

幸い、朝鮮戦争勃発後は、朝鮮半島に米軍が駐留し続けることとなります。休戦後の 1954 年には、米韓相互防衛条約も結ばれます。それで朝鮮半島の安全が、少なくとも日本の安全にとって、より重要な南半分の安全が友好勢力によって守られることとなります。

それはありがたいのですが、もし米国から、朝鮮半島の安全について手伝ってくれといわれたらどうするか。そうなっても、日本は朝鮮半島での武力行使はできません。日本の基地を朝鮮半島防衛に使ってもらうのはいいけれども、朝鮮半島に出かけて行って武力行使をすることはできません。政府はそのことを、国民に対してもまた米国に対しても明らかにしなければならなかったわけです。

それで憲法上、集団的自衛権は行使できないとってしまったのでしょうか。憲法上できないといえば憲法制定の経緯から、米国も黙らざるを得ないと考えたかどうかは知りませんが、いってしまった。

集団的自衛権行使の問題については、グアムの防衛とかハワイの防衛とかが、例として出されやすいのですが、それは理論的な話であって、実際のところまず問題になる話は、昔も今も、朝鮮半島有事になったら、自衛隊を利益線の防衛という意味での自衛のために、朝鮮半島に派兵し、武力行使をしてでも在韓米軍を助けることができるかどうかということだった、と私は考えます。

そう考えますから、昨年、安倍首相が参議院の国会答弁において、集団的自衛権の限定行使ができるようになって、朝鮮半島有事において自衛隊が朝鮮半島で武力行使をすることは、という趣旨の答弁をしたことは、非常に重要なことだったと見ているわけです。これは、自衛のための必要最小限の武力行使のなかには一般に海外派兵を行っての武力行使、たとえば朝鮮半島での武力行使は含まれない、とする従来の政府憲法解釈が変わらないことを、単刀直入に述べた答弁でした。

安保条約は新旧ともに、個別的自衛権および集団的自衛権に基づいています。ですから、安保条約を結んでいる以上、昔でいう利益線を守る意味での、自衛のための海外派兵もあるのでは、と見られる。それを避けるために、新しく創設される自衛隊は、個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権の行使はできない、とってしまった。もしそうだとしたら、それはわからないわけではありません。

ただ私としては、そういうふうにいわないで、新設される自衛隊は参議院決議を遵守し、自衛のためであれ海外に出かけて行って武力行使をするものではありません。それは自衛のための必要最小限の武力行使の範囲外です。これからの日本の自衛は、かつて問題にした利益線の安全については、米国に多くを任せます。もちろん米国に協力します。しかしそのための武力行使はいたしません。協力は基地貸与などその他のかたちでやっていきます。

そういう整理にしておいて、集団的自衛権は一切行使できない、などと余計なことをいわ

なければ、日米同盟の発展にとってずいぶんよかったのではないかと考えます。

そういう整理であっても自衛隊は、朝鮮に出かけて、ベトナムに出かけて、あるいはアフガンに出かけて、つまり海外に出かけて、集団的自衛権を行使することはありません。それは同じです。しかしもしそういう整理であれば、海外、すなわち他国の領土、領海、領空、それ以外の場所での行使容認に道を開くことが容易になったでしょう。つまり日本の領域と、公海およびその上空における集団的自衛権の行使です。もしそれができれば、それは、海でつながる海洋国家同士の同盟である日米同盟にとって大きな意味があります。

新しい安保法制と新ガイドラインは、まさにその、公海とその上空における日米同盟協力、そこにおける「人と人の協力」を強化するものになっているのです。

まず何より、限定的とはいえ集団的自衛権の行使ができる。次にアセット・プロテクション(装備品等の防護)という考え方。そして後方支援の拡充、さらには同盟調整のための常設メカニズムの新設。これらは海の同盟としての日米同盟の“with each other”、「互いに協力する」を画期的に強化するものです。

少し説明しますが、集団的自衛権の限定行使ができることで、“with each other”のシナリオはこれまでよりはるかにしっかりしたものになります。たとえば自衛隊は以前から、米軍の艦船が日本の領海内で武力攻撃を受ければ、その防護の支援をすることが憲法上できました。といいますか、その支援は、安保条約第5条の義務になっているわけです。

しかし領海を100メートルでも離れた公海上だったらどうか。その場合は、たとえその米艦が、日本防衛のために行動していてもできない、日本が危険になってもできない、ごめんなさい、政府の憲法解釈が・・・といわなければならなかった。今後は、それをいわなくてすみます。

こういう話をしますと、いやまあそれはそれ、100メートルでしょ、100メートルくらいなら、領海内とみなして・・・接続水域内だし・・・いいじゃないですか、そのときは助けに行っても、え、1,000メートル、この際それもいいじゃないですか、ということだったのかもしれない。

ですがこれは全然よくありません。法的にはできないことですから、法を破ることが前提になる。またあらかじめ訓練もできない。そして何より、表向きこんなことも「できない」というままでは、相手にすきを見せ、味方をあきれさせ、日米同盟の抑止力に大きなひびが入るおそれがありました。同盟の絆を弱め、場合によってはそれを壊してしまう。その危険がずっとあったわけです。

それで私なんかは、米艦が武力攻撃を受けるというのはよほどのことで、いまのところ現実味があまりないことだから、表向き「できない」といっておいて実際に「やる」より、「できる」といっておいて実際には「やらない」方が抑止力の点で、はるかにまだ、と冗談をいっていたわけです。

ここで大事なことは何かといえば、事が起こって集団的自衛権を実際に行使することよりも、行使できるようにすることで、事を起こりにくくする。そのことの方が大切だということです。

もちろん日米同盟の抑止力強化は、実際に事が起こったときの、同盟の実効性の強化に支えられるものでなければなりません。この点、集団的自衛権の限定行使は、あくまで「伝家の宝刀」であって、実際の同盟協力については、それよりも、アセット・プロテクション、あるいは後方支援の拡充、たとえば今後は重要影響事態において弾薬の補給などができるわけですが、それらが重要になるでしょう。

とくにこのアセット・プロテクション。これまで認められていた自衛隊の武器等防護のための武器の使用。これを自衛隊が米軍などと、訓練などで一緒に行動しているときは、米軍などの武器も防護できる、米軍などの装備、艦船や航空機の防護のためにも武器の使用ができるようにする、という考え方です。

この考え方自体は前からあったようですが、これ単独ですと、何かごまかしのようにも思えます。しかし、集団的自衛権の行使が限定的とはいえ容認されたことと組み合わせ、拡充された後方支援とも組み合わせ、さらには新しいガイドラインで、米軍と自衛隊の間の協力調整メカニズムが常設される。そのことも組み合わせますと、公海およびその上空での日米同盟協力は、メニューを大きく拡充し、その質を飛躍的に高めていくことができます。

### (3) 日米同盟の地政学——自由世界の安全のために

そこでですが、日米同盟の、“with each other”「互いに協力」する関係が格段に強化され、同盟の歴史に「新たな一ページ」が開かれるとして、“for each other”「互いのために」の方も強化されるのでしょうか。それはもちろんそうでなければなりません。そうなってはじめて、同盟が新しい章、新しい時代に入っていることが実感できます。

新しいガイドラインは、日米同盟が、「相互の関係を深める世界」において「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす」というようにアジア太平洋地域に止まらない「世界の中の日米同盟」としての役割を強調しています。

もちろん「世界の中の」といっても、最も大切なのは、アジア太平洋地域における同盟協力。北朝鮮の核およびミサイル開発や、中国の軍事的台頭と冒険主義といった地域の脅威、それらは最近、きわめて憂慮すべきところまで増大していますが、まずそれらの脅威に対抗することでしょう。

北朝鮮の核の脅威は、体制崩壊となれば起こるであろう大混乱のこともあって、深刻さ

を増しています。また東シナ海、南シナ海における中国の冒険主義。これは中国にとって最も重要な核心的利益である台湾問題とからみ、まったく一筋縄ではいかない困難な問題です。日米両国はすでに台湾海峡問題の平和的解決を同盟の重要な目的として公言していますから、その平和的解決を実現するための安全保障をどうするかということを含めて考えなければなりません。そのため中国問題の困難さも一層、増していきそうです。北朝鮮、中国、どちらの脅威にも相当の覚悟をもって対応せねばならないでしょう。

そのことは当然としまして、これからの日米同盟協力は、そうした目前の脅威への対応にとどまらず、そうした脅威を生み出さないようにするための国際環境をどう創っていくか、そのことをきちんと見据えたものであるべきです。同盟の視野を広げ、日米両国が直面する脅威の、世界政治全体における意味と位置づけを踏まえて協力を展開していく必要があります。

つまり、日米両国がそのなかで生存する自由主義世界の秩序。自由、民主主義、法の支配に基づく秩序。この秩序はいま、たとえばテロや難民問題、あるいはロシアや中国の行動などで、激しく揺さぶられているわけですが、この秩序を守り発展させていく、そのことに役立つという大きな図柄のなかで、日米同盟の目的を考えることが大切になるだろうと考えます。

別にこれは、昔はそうではなかったというわけではありません。昔からそうなのですけれど、「互いのために互いに協力」する“with and for each other”のかたちが一段としっかりしてきたいま、あらためてよく認識すべきことだと思うのです。

この点、私は、今後の日米同盟は安保条約第5条、第6条の同盟協力の発展だけではなく、第2条に書かれた政治経済協力の発展を、これまで以上に意識した同盟協力であるべきだと思います。

レジュメに書き出していますが、安保条約第2条は日米両国の政治経済協力に関する条文です。日米両国が、両国の「自由な諸制度を強化」するとともに「これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進」することなどで、「平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展」に貢献することをうたっています。

これを条約前文にある、日米両国が「民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配」の擁護を希望する、との一節と合わせて読めば、この条文は日米両国がその安全保障協力を、自由主義世界の発展のなかで全うすることを宣言する、そういう条文だといってよいでしょう。

実は、冒頭に取り上げた共同記者会見のなかでオバマ大統領は、日米両国は単なる同盟ではなく、真のグローバル・パートナーだと力説しています。この言葉は、米国が安全保障だけでなく、政治経済文化、あらゆる面で日本との協力を世界において進めていきたいと

の期待をあらわすものでしょうが、それはまさに第2条に直接かかわることです。

また忘れてならないのは、安保条約の第2条が、NATO 条約第2条とほぼ同文の条文だということです。つまりヨーロッパの主要国とカナダも、米国との間で自由主義世界の発展のための協力を約束しているのです。G7サミット参加国は皆そうだということですから、この面でも第2条は、日米のグローバル・パートナーシップにとって、重要な条文になります。

そもそも日本は、自由主義世界の主要国として唯一欧米以外の国です。そのことは、自由世界が人種や文化の違いを超えた普遍的なものであることのよい証左になります。ですから日本は、G7の一国として存在するだけでも、自由世界の発展に貢献できます。それに加えて、世界第3位のGDPの経済力でも貢献できる。たとえばリーマンショックの際、日本はIMFに1,000億ドルぼんと貸して、専務理事から「人類史上、最大の貢献」と謝辞をいわれた国です。しかも日本には、それなりのソフトパワーがあります。首相がマリオにも変身できるわけです。

ただ、今後の日本の自由世界への貢献は、そういう政治経済文化面だけでなく、安全保障面での貢献も増やしていくべきでしょう。むろん、自由世界の発展は、あくまで平和的手段でなされなければなりません。価値観を軍事的手段で他国に押しつけるといったやり方は、そもそも自由世界の価値観に反します。とはいえ、自由世界の生存を維持するためには、軍事的手段がやむを得ず必要になる場合があることもまた事実です。

そこまでお話したところでレジュメの地図をご覧ください。この地図は、戦前、戦中、米国イェール大学で国際政治学、そして地政学を教えた、ニコラス・スパイクマン (Nicholas J. Spykman, 1893-1943) 教授の1942年の著書、『世界政治におけるアメリカの戦略』。その本の扉に乗っている地図です。米国中部のセントルイスを中心に地球が描かれています (章末に掲載)。

私はかねてよりこの地図こそ、今後の日米同盟、グローバル・パートナーとしての日米同盟について考える、とくに“for each other”「互いのために」ということを考える際に、頭のなかに入れておくべき大事な地図だと主張しています。日米両国だけでなく、自由世界全体の安全のために、ということを考える際に必要な地図だと考えるからです。

今日はスパイクマン教授——発音は、本当はスピークマンのようですが——スパイクマン教授についても、また地政学についても詳しくお話する時間がありません。ポイントだけ申し上げます。

まず教授は、この本を書いた翌年、1943年に病気で亡くなりましたが、真珠湾攻撃の直後から、戦争が終わったら、米国は日本の安全を守らなければならなくなるという主張をして物議をかました人です。もちろんその主張は、米国の安全のために日本の安全が必要だという主張。つまり、“security for each other”の主張でした。

スパイクマン教授の基本的な考え方は、米国の安全保障は、米国の面積の2・5倍、人口の10倍を持つユーラシア大陸全体、旧世界全体の潜在的な力。これが新世界、米国を圧倒するようなものになるのを防ぐことにかかっているというものです。

北を上にしたこの地図をご覧くださいと、旧世界はあたかも新世界を上から押しつぶそうとしているように見えます。ですから教授の安全保障観を、新世界である米国が、旧世界のユーラシアが頭の上から落ちてこないよう一生懸命支えている、といったイメージでとらえてもいいでしょう。

旧世界、ユーラシア大陸のどこに米国を押しつぶす力の中心があるかといえば、イギリスの地理学者で政治家、一般には地政学の創始者とみなされているハルフォード・マッキンダー (Halford J Mckinder, 1861-1947) 卿が、それはユーラシア大陸の中心部にあるとして、それを「ハートランド (“heartland”)」と呼んだのに対し、スパイクマン教授は、むしろ大陸の周辺部、教授が「リムランド (“rimland”)」と名付ける部分に、パワーの中心があると考えています。

西はヨーロッパ、東は東アジア、とくに中国の沿岸部、そしてこれは将来的にですけれど、インドの重要性も指摘しています。そのうえで教授は、ヨーロッパと東アジアから、米国の安全を脅かすような国家や同盟などの圧倒的なパワーを出現させないように注意する。それが米国安全保障戦略の要点であると説きます。

その注意で大事なのが、リムランドから海を隔てて存在する、小さいが力のある二つの島国、この地図でいえば米国の右と左に二つの大洋を隔てて存在する島国、つまりイギリスと日本なのです。教授はレジュームにも書いてありますが次のようにいっています。

「一世代のうちに二度までも、われわれはイギリスという大陸沖の小さな島国が、反対側の大陸沿岸を支配する巨大な軍事国家に直面することにならなくてすむよう、助けに行くことになった。もし極東のバランス・オブ・パワーを現在と同じく将来も保持すべきだとすれば、アメリカはイギリスに対するのと同じような保護政策を日本に対してとらねばならなくなるだろう」(ニコラス・スパイクマン『世界政治におけるアメリカの戦略』、1942年。原文は章末に記載)

再び地図のイメージでいうと、新世界が旧世界を支えるための(見えないけれど大西洋と太平洋に伸びた)右手と左手、その両方の手のひらがイギリスと日本ということになるかもしれません。

教授の見るところ、戦後のアジアでは、つまり左手の方では、日本に代わって中国が台頭する。リムランドを支配するのは中国であり、その力を抑制するためには日本を保護する必要がある、教授はそう考えました。いまはぜんぜんだめだが、戦後は中国の力が発展するだろう。空軍力もつく。だから東京の火災保険の賭け金は上がるに違いない、なんて怖

いことをいっています。

この地図で日本のことを考えてみましょう。日本は日本海を隔てて中国、そして太平洋を隔てて米国、二つの巨大国家に向き合って存在しています。ただ両者と海で隔たるその距離が全然違います。日本が両者の間で自立するには、遠くにある米国と結んで近くにある中国を牽制するというのが、地政学だけでいえば、常識的な安全保障戦略になります。もちろん日本が、日本だけで中国を押さえることができるのなら、米国と組む必要はないかもしれません。ただその場合でも、米国と敵対してはならない。先の大戦でわれわれは、この地政学的常識に反したわけです。

以上のことを前提に、さらに押さえておきたいのは、この地図が日米の安全保障協力について意味する、もう一つの重要なことです。

マッキンダー卿の地政学もそうですけど、スパイクマン教授のそれも、要するに海洋国家の地政学でして、自国の生存と繁栄のためには海の安全を守らなければならない。軍事的にもそうだし政治経済的にもそうで、自国の安全と繁栄、自由な制度、民主主義を守るためには、航海の自由と自由貿易が必要だ、という考えを大前提にしています。

世界の7割は海であり、貿易の9割は海を通じて行われています。世界の地理をよく見れば、それはつながった一つの海とばらばらの多くの「島」、大陸と呼ばれる大きな島を含めて、一つの海と多くの「島」から成り立っているのです。そしてこの事実こそが、「海を制する者は世界を制する」という制海権の理論に地理学的な根拠を与え、海洋国家の地政学の核心になっています。

その意味で、スパイクマン教授の地政学では「リムランド」という言葉とともに、「3つの地中海」という言葉が重要です。5つの大陸の結節点であり、世界をコントロールするための戦略的要所となる3つの海のことです。一つはいうまでもなく「ヨーロッパの地中海」、ユーラシアとアフリカ大陸を分けます。もう一つは教授が「アメリカの地中海」と呼ぶカリブ海とメキシコ湾。これは南北両アメリカ大陸を分ける。そして3つ目が台湾、シンガポール、オーストラリアのヨーク岬を結ぶ線に囲まれた「アジアの地中海」(“Asiatic Mediterranean”) で、これはユーラシアとオーストラリア大陸を分けます。この「アジアの地中海」の大部分を占めるのが南シナ海なのです。

この地図を見れば、米国の艦船、あるいは商船にとって、世界の海を自由に航行するための海の動線の一部として「3つの地中海」の重要性がよくわかります。西海岸を出発して太平洋を進み、「アジアの地中海」を通してインド洋へ。インド洋を進んで紅海から「ヨーロッパの地中海」を抜けて大西洋を渡る。そして「アメリカの地中海」を通して西海岸へ戻ってくる。この世界一周だけでなく、世界のさまざまな地域への海のアクセスを担保する「3つの地中海」。そこにおける自由行動、航行の自由は、海洋国家アメリカの世界戦略を支

える基盤なのです。

もう一度、地図のイメージでいえば私には、このユーラシア大陸を一周する海の動線は、米国がユーラシアの重みを支えるために結んでいる、荷造りのロープのようなものにも見えますが、いかがでしょうか。

いま中国は、「3つの地中海」の一つである南シナ海は自分のものだとして、ハーグ常設仲裁裁判所の判決にもかかわらず、岩や浅瀬の軍事基地化を進めています。「核心的利益」という言葉でもって南シナ海を中国の「内海」にするような態度をとり続けているわけですが、それは、米国の世界戦略全体に対する重大な挑戦になります。

ちなみにスパイクマンはこの「南シナ海」について、将来、この海を支配する者がいるとしたら、それは日本海軍でも、イギリス海軍でも、はたまた米海軍でもない。それは、沿岸に多数の航空基地をつくることのできる中国空軍だ、とこれまた不気味なことをいっています。ただ同時に教授は、米国や欧州の主要国が中国対岸の島に基地を持って対抗すれば、中国の極東支配は防げると、多少、安心できることもいっています。

米国はいま、海洋の安全保障について同盟国、友好国を含む30くらいの海軍と協力関係にあるといいます。最近では、南シナ海問題でフィリピンやベトナムなど、この海の周辺諸国との協力関係を強化しようとしています。それはまさに、米国がリードする自由世界秩序の安全と繁栄に欠かせない協力です。ですから、グローバル・パートナーとしての日米同盟も、その協力を増やしていかなければならないでしょう。

グローバリゼーションが進み地球が小さくなるなか、世界のあらゆる海が日米にとってのいわば利益線であり、その利益線を自由世界全体で守る。自由世界の主要国である日本も相当の役割分担を果たす、という意識を強めていくべきでしょう。

戦後日本の礎を築いた吉田茂は、日本は海洋国家であり、海外との貿易を通じて国民を養わなければならない。そうだとすれば、海洋支配の力を持ち、経済的に最も豊かで、自由主義を伝統とする海洋国家である米英両国、とくに戦後はアメリカとの協調が欠かせない。それは主義とか思想といったものではなく国民の利益を増進する近道である、と考えました。

そして戦後の日本は、吉田が考えたとおり、米国がリードする自由世界の中で発展し、戦前にはるかにまさる安全と繁栄を享受してきました。ある程度の自衛力を持つようになってからは、その世界の発展のために、経済的な貢献だけでなく、軍事的な貢献、戦争ではない軍事的貢献(“military operations other than war”)ですが、それも行ってきました。今後はその貢献を拡大していくことが大切になると思います。

そのための公海上での協力のメニューが増えるわけです。もちろんいきなり日本が南シナ海における航行の自由をリードするとかそういうことにはならないでしょう。

しかし国際環境の変化に応じて、海の安全のためにできることを増やしていくべきです。周辺の海が問題になっている国があれば、それら諸国の海上警察力の支援を行っていく。あるいはそれらの国の政治的、経済的安定のための援助を行っていく。可能な範囲での軍事的協力も行っていく。米国を交えて関係諸国とのさまざまな訓練もやっていく。もちろん、東シナ海の安全保障には、台湾のことも念頭に、これまで以上の知恵と努力が必要になるでしょう。

念のためにいいますと、海の安全のための知恵と努力というのは、日本の場合、島嶼防衛も含まれますので、海上自衛隊だけが頑張ればいいという話ではありません。そもそも、海軍力というのは船だけの話ではなく、基地の話でもあり、そして海の上を飛ぶ飛行機の話でもありますから、ここにお集まりの多くの方々の仕事にかかわりますので、そこは誤解のないようにお願いします。

それに付け加えますが、日米同盟が新しい時代に入って、自衛隊の仕事が増える。少なくとも減ることはない。それはたしかですが、仕事が増えるのに予算が増えないというのは事物のことに反します。

それで私は、これまで安全保障の話をする際は必ず、「集団的自衛権は行使できるようにならねばならない」といつてきましたが、これからは必ず、「防衛予算は増やさねばならない」ということにしたいと思います。

いくらとはいいませんし、すぐに急激に増えるものではないでしょうが、ただ防衛予算を考える際には、自衛隊ができたころの防衛予算は、だいたいGDPの2%だったこと。それを倍増しなさい、4%にしなさい、と米国に迫られ、断ったのが吉田茂の軽軍備・経済復興路線だったこと。この歴史の事実を忘れてはならないでしょう。

## おわりに

過去60年以上にわたって日米の安全保障協力はその相互性、「互いのために互いに協力する」という相互性を高めてきましたが、昨年を境に、同盟の歴史は新しい章に入った、といてよいと思います。この新しい章では、厳しさを増す目前の、いまそこにある明白な脅威への対応はもちろんですが、それも含めて日米は、自由世界全体の安全と繁栄のための同盟協力を、グローバル・パートナーとしてやっていかねばなりません。その際、日本にとってもアメリカにとっても、海洋国家としての海の安全のための協力が大事になる。私のいいたかったのは、そういうことです。時間が迫って来ましたが、あと短く2つだけ付け加えさせていただきます。

一つは、「自分の国は自分で守る」という言葉の意味についてです。この言葉、たとえ

ば尖閣諸島は基本的に自分だけで守りなさいという意味ならば、核抑止のことは別にして、それはごく当然のことです。そのための実力が足りないのであれば、努力して増やさなければなりません。

ただ、自衛というものが、今日お話ししましたように、自国と自国民の直接の安全、昔の言葉でいえば主権線の安全だけでなく、それに密接に関係する地域、利益線まで含めて守るものだとするならば、自分の国を自分だけで守るのは難しい。これは別に日本だけではなく、世界の軍事費の36%も使っている米国でも難しいでしょう。もし米国が利益線も含めて自分の国を自分だけで守ることができるのでしたら、同盟国はいらないはずで、グローバル化が進み、世界が小さくなるなか、日本はもちろん、米国にしても自分の国を自分だけで守る、“security by and for oneself”というのは難しくなっているのです。

ですから自衛は広い意味では必ず、他国との協力、国際協力が必要になる、だから協力相手の自衛に協力することも必要になる、つまり集団的な自衛が必要になる、というのが、「自分の国は自分で守る」という言葉の現代的意味ではないでしょうか。

その協力相手、すなわち同盟相手の選択は国家の死活を分かち、盛衰を決める一大事になります。この点われわれには、日米同盟以前に、その選択の輝かしい成功例と、ひどい失敗例があるわけです。

成功例では、その同盟国は、はるばる海を渡ってやってくる敵の大艦隊にさんざんいやがらせをやってくれました。失敗例では、その同盟国とわが国の物資の連絡は、細々とした潜水艦頼みで、それもほとんど失敗です。日本からは5度出して、往復成功は一度しかありません。まさに日本の自衛にとって大切なものは何かを示唆する話ではないでしょうか。

もう一つ付け加えたいのは、海洋国家としての日本自身の発展のことです。国際政治学者・高坂正堯が亡くなって今年で20年になりますが、半世紀前、高坂が最初に出した本は、『海洋国家日本の構想』(Kosaka Masataka “The Vision of Japan as a Maritime Nation”)と名付けられた本でした。高坂はこの本のなかで、日本はアジアのなかの日本ではなく、世界のなかの日本として生きなければならない。そのためには海に守られてアジアの片隅に閉じこもるのではなく、海をきわめて広く世界に伸びる日本にならねばならない。つまり日本は島国ではなく、海洋国家にならねばならないと説きました。

私は、それは日本の国家戦略の基本としていまもまったく変わらずその通りだと思います。

ただ、半世紀前、高坂が処女作を書いたときと違うのは、その海洋国家としての発展を米国との同盟協力のなかで進めていく、そのための態勢が格段に整ってきていること。また半世紀前と比べて、その発展が世界政治にもたらす影響がはるかに大きくなっているということです。

先日の TICAD (アフリカ開発会議 Tokyo International Conference on African

Development) で安倍首相が打ち出した、アジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋 “free and open Indo-Pacific”」という概念。「自由と繁栄の弧 “arc of freedom and prosperity”」という第一次安倍政権の時の概念と合わせて考えるべきでしょうが、その概念をスパイクマン教授の地図に投影すれば、この概念が今後の日米同盟と自由世界の安全および発展にとって持つ意味の大きさは明白でしょう。

私はそのことも含めて日本はいま、新しい章に入った日米同盟を背景に、新しい『海洋国家日本の構想』を描くべき時代を迎えていると考えます。

ご静聴ありがとうございました。

\* “Twice in one generation we have come to the aid of Great Britain in order that the small off-shore island might not have to face a single gigantic military state in control of the opposite coast of the mainland. If the balance of power in the Far East is to be preserved in the future as well as in the present, the United States will have to adopt a similar protective policy toward Japan.”

Nicholas J. Spykman, *America's Strategy in World Politics* (Harcourt, Brace Transaction Publishers, 2008, p 472)

